

6.11 景觀

6.11 景観

本博覧会の実施により、周辺眺望地点からの景観等に変化を生じさせるおそれがあります。

このことから、周辺の主要な眺望地点からの景観等を把握するために、調査、予測、評価を行いました。以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【施設の存在により変化する景観の状況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。 対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。 対象事業実施区域の景観については、横浜市により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地^{注2}となっています。 	p. 6. 11-12 ～6. 11-25
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。 	p. 6. 11-27
予測結果の概要	<p>【地域景観の特性の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとしします。 <p>【主要な景観資源の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による展示施設等の施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。 横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、改変による影響はないと予測します。 横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。 <p>【主要な眺望地点からの景観の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> No.15（瀬谷市民の森(2)）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。 No.16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横 	p. 6. 11-35 ～6. 11-65

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注2 造成地：切土や盛土等により、住宅等を建設できる状態にした更地の土地

【施設の存在により変化する景観の状況】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>浜市及び本博覧会が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。 ・No.22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、本事業では周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。 <p>【囲繞景観の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地の改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。 ・本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。 ・囲繞景観の価値は、自然性は全地域において展示、催事、サービス施設等の建築物を整備しますが、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。視認性、利用性、固有性、親近性は、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用するため、向上すると予測します。 	p. 6. 11-35 ～6. 11-65

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市のパーク整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。 ・ 駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。 ・ 博覧会で植栽する樹木は、パーク整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとし ます。 ・ 横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。 ・ 会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 <p>【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 ・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。 	p. 6. 11-66
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市のパークとなりませんが、パーク整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。 	p. 6. 11-67 ～6. 11-68

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.11.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 地域景観の特性
- ② 主要な景観資源の状況
- ③ 主要な眺望地点からの景観
- ④ 囲繞景観の状況
- ⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺としました。

主要な景観資源の状況

主要な景観資源を選定するにあたっては、対象事業実施区域及びその周辺から 16 地点を選定しました。選定した調査地点の位置は、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示すとおりです。

主要な眺望地点からの景観

対象事業実施区域周辺で不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点とし、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す対象事業実施区域周辺の 29 地点としました。

囲繞景観の状況

周辺の公園、車道、林道、農道等の周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点として、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す 5 地点（6 方向：No. 25 は 2 方向）としました。

関係法令・計画等

対象事業実施区域に関する関係法令・計画等としました。

表 6.11-1(1) 主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分の状況	No.	名称	資料 ^{注2}
主要な景観資源 (16 地点)	A	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑧
	B	川井・矢指風致地区の緑地	⑨
	C	海軍道路沿いの桜並木	①
	D	瀬谷中央公園	①
	E	瀬谷本郷公園	①
	F	東野第一公園	①
	G	野境道路	①
	H	相沢川ウォーク	①
	I	東山・関ヶ原の水辺	①
	J	瀬谷第一公園	①
	K	瀬谷第二公園	①
	L	瀬谷第三公園	①
	M	南台公園	①
	N	瀬谷町小川アメニティ	⑩
	—	丹沢の山並み (遠景)	—
	—	富士山 (遠景)	—
主要な眺望地点か らの景観 (人が集まる要素 をもった地区) (29 地点)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	⑪
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	③
	8	泉の森	④
	9	ふれあいの森	④
	10	鶴間公園	⑤
	11	つくし野セントラルパーク	⑤
	12	三保市民の森	⑥
	13	新治市民の森	⑥
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑦
	15	瀬谷市民の森(2)	①、②
	16	瀬谷みはらし公園	—
	17	中屋敷三丁目公園	—
	18	本郷四丁目第二公園	—
	19	竹村町公園	⑫
	20	上瀬谷町東公園	⑫
	22	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—
	23	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
24	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—	
26	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—	
27	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—	
30	旧上瀬谷通信施設内通路	—	
31	旧上瀬谷通信施設内通路	—	
33	環状 4 号線歩道 (対象事業実施区域 北側)	—	
34	旧上瀬谷通信施設内通路	—	

表 6.11-1(2) 主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分	No.	名称	資料 ^{注2}
囲繞景観の状況 (5地点)	21	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側) : 和泉川源流域	—
	25	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側) 西側: 大門川左岸域 東側: 人工的土地利用域	—
	28	旧上瀬谷通信施設地区内道路 (対象事業実施区域 西側): 相沢川谷戸地域	—
	29	農道 (対象事業実施区域 北側): 大規模草地域	—
	32	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側): 大規模農地域	—

注1: 表中の地点番号は図 6.11-1(1)及び(2)に対応しています。

注2: 資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料: ①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ③「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ④「大和市の観光スポット」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑥「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑦「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑧「横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑨「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑩「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑪「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和4年10月閲覧)
 ⑫「瀬谷区内公園一覧」(横浜市ホームページ令和4年10月閲覧)

(3) 調査時期

地域景観の特性

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

主要な景観資源の状況

ア. 既存資料 (土地区画整理事業) 調査

既存資料 (土地区画整理事業) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 A~D、F~M、遠景: 平成31年4月2日(火)、令和2年2月29日(土)

イ. 既存資料 (公園整備事業) 調査

既存資料 (公園整備事業) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 E: 令和3年9月21日(火)、令和3年12月13日(月)、20日(月)

地点 N: 令和3年8月27日(金)、令和4年1月17日(月)

主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における主要な眺望地点からの景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 1～14：令和 2 年 1 月 21 日(火)、令和 2 年 9 月 9 日（水）

地点 15、16～20：令和 2 年 9 月 5 日(土)、令和 2 年 12 月 17 日(木)

既存資料（土地区画整理事業）における圍繞景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 25、32：令和 2 年 10 月 5 日(月)、16 日（金）、令和 2 年 12 月 17 日（木）

イ. 既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 16、22～27：令和 3 年 9 月 21 日(火)～22 日(水)、令和 3 年 12 月 13 日(月)、20 日（月）

地点 28、29：令和 4 年 8 月 2 日(火)

ウ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施しました。

地点 21、30、31：令和 4 年 9 月 14 日(水)

地点 33：令和 5 年 3 月 1 日(水)

地点 34：令和 5 年 6 月 23 日(金)

表 6.11-2 既存資料調査及び現地調査と景観調査地点の一覧

調査区分	調査日	調査地点																																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34				
主要な眺望地点からの景観																																							
圍繞景観																																							
既存資料（区画）	R2.1.22																																						
	R2.9.9																																						
	R2.9.5																																						
	R2.12.17																																						
	R2.10.5																																						
	R2.10.16																																						
既存資料（公園）	R3.9.21																																						
	R3.9.22																																						
	R3.12.13																																						
	R3.12.20																																						
現地調査	R4.8.2																																						
	R4.9.14																																						
	R5.3.1																																						
	R5.6.23																																						

関係法令・計画等

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

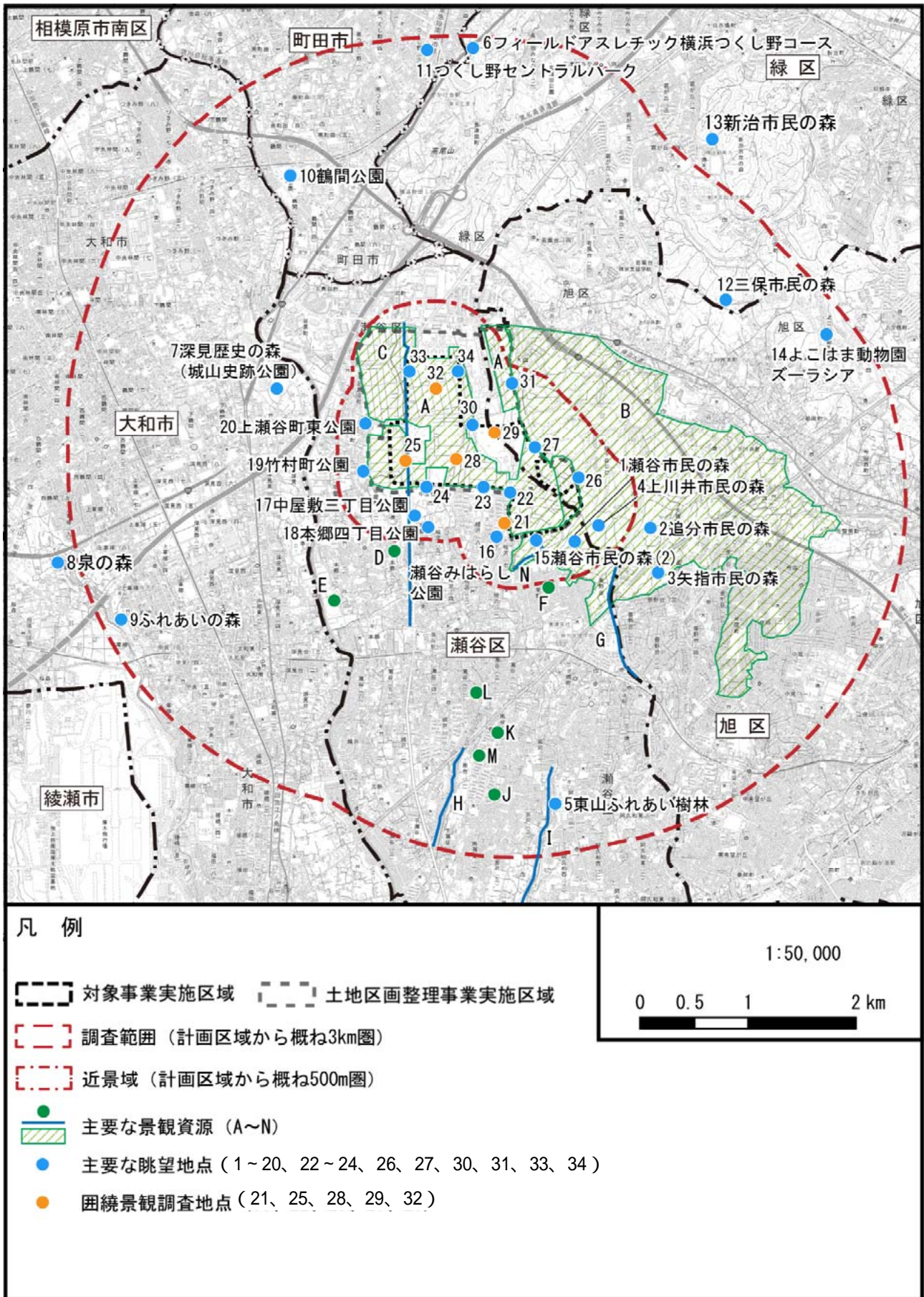


図 6.11-1 景観の調査地点図

(4) 調査方法

地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

主要な景観資源の状況

ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査より把握されています。

- ・地点 A～D、F～M、遠景

イ. 既存資料（公園整備事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の分布状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握されています。

- ・地点 E、N

主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-3、圍繞景観の整理、解析方法は表 6.11-4 に示すとおりです。

表 6.11-3 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ (m)
1～14	SONY SLT-A65V	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m ^{注1}
15, 16～20, 25, 32	Nikon D5500	35mm フィルム換算：33mm	地盤＋1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

表 6.11-4 圍繞景観の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景観区の区分	調査地域内 ^{注1} の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、対象事業実施区域を景観区に区分しました。
景観区の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景観区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景観区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景観区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	<p>現地踏査や写真撮影により、当該地域の圍繞景観の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.11-5 に示すとおりです。</p> <p>指標の選定にあたっては、景観が有する普遍価値^{注2}（自然性、視認性、利用性等）と固有価値^{注3}（固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の3段階に分けました。</p>

注1：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内としました。

注2：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

注3：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.11-5 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

イ. 既存資料（公園整備事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（公園整備事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-7、圍繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（区画整理）調査」と同様とされています。

表 6.11-6 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
22～29	Canon EOS 80D	35mm フィルム換算：28mm	地盤+1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

ウ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。

撮影条件は表 6.11-7、圍繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査」と同様としました。

表 6.11-7 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
21, 30, 31, 33, 34	NikonD7000	35mm フィルムカメラ換算：28mm、33mm	地盤+1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

関係法令・計画等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「横浜市景観ビジョン」

(5) 調査結果

地域景観の特性

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区は、約 242ha の広大な敷地で、全体的にはほぼ平坦な地形であるため、眺望が開けた開放的な景観となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観を形成しています。

対象事業実施区域の西側に隣接する海軍道路には約 300 本の桜が植栽されており、瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっていますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路等による人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

主要な景観資源の状況

主要な景観資源の状況は、図 6.11-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。

No. A (旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 横浜市でも有数のまとまった農地が広がっています。</p>
No. B (川井・矢指風致地区の緑地) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。</p>
No. C (海軍道路沿いの桜並木) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 海軍道路の両側には約 300 本のソメイヨシノがあります。春には、海軍道路に隣接する海軍広場が開放され、花見客で賑わいます。</p> <p>注1 : 写真は、桜の開花期 (平成 31 年 4 月 2 日 (火)) に撮影されたものです。</p>
No. D (瀬谷中央公園) : 対象事業実施区域から約 670m	
	<p>【景観資源の状況】 瀬谷中央公園は、こどもログハウス”まるたのしろ”やゲートボールができる広場等があります。瀬谷中央公園沿いには大門川が流れており、大門川せせらぎ緑道があります。</p>

図 6.11-2(1) 主要な景観資源の状況

No. E (瀬谷本郷公園) : 対象事業実施区域から約 1,400m



【景観資源の状況】

瀬谷本郷公園は、ピクニックに最適な芝生の広場や、アスレチック、砂場、滑り台等の遊具があるほか、野球場やテニスコートもあります。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. F (東野第一公園) : 対象事業実施区域から約 500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. G (野境道路) : 対象事業実施区域から約 600m



【景観資源の状況】

四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。

No. H (相沢川ウォーク) : 対象事業実施区域から約 2,500m



【景観資源の状況】

相沢川両岸流域の緑と水、桜が鑑賞できる約 1 km のプロムナードです。

図 6.11-2(2) 主要な景観資源の状況

No. I (東山・関ヶ原の水辺) : 対象事業実施区域から約 2,200m



【景観資源の状況】

この一帯は季節により、「あじさい」や「ヒガンバナ」をみることができます。さらに、東山ふれあい樹林を一体に、緑と水辺が見事に調和された自然を楽しむエリアで、西側に桜並木、土手に芝が植えられた和泉川の景勝地となっています。また、関ヶ原の水辺は、和泉川の水辺として最初に整備された水辺です。

No. J (瀬谷第一公園) : 対象事業実施区域から約 2,400m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

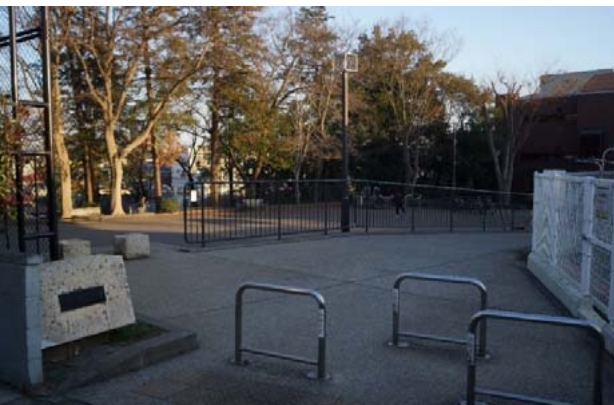
No. K (瀬谷第二公園) : 対象事業実施区域から約 1,800m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. L (瀬谷第三公園) : 対象事業実施区域から約 1,500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

図 6.11-2(3) 主要な景観資源の状況

No. M (南台公園) : 対象事業実施区域から約 2,050m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. N (瀬谷町小川アメニティ) : 対象事業実施区域から約 120m



【景観資源の状況】

瀬谷区の東部「瀬谷市民の森」から流れる田園風景の中の小川アメニティです。和泉川の源流で、「そだ」を使った護岸は、自然にやさしく風情のある風景です。休耕田を利用したトンボ池もあり、様々な生き物やフデリンドウ、ホトトギス、オカトラノオなど、市内では少なくなっている野草を楽しむことができます。

図 6.11-2(4) 主要な景観資源の状況

遠景（丹沢の山並み）：対象事業実施区域から約 30km

遠景（富士山）：対象事業実施区域から約 70km



【景観資源の状況】

対象事業実施区域付近からでも、天候が良ければ丹沢の山並みや富士山の一部を視認することができます。

【富士山拡大写真】 ↓ 拡大



富士山については、写真では明瞭に写っていないものの、肉眼では頂上の一部を視認できます。

図 6.11-2(5) 主要な景観資源の状況

主要な眺望地点からの景観

主要な眺望地点からの景観の状況は、表 6.11-8 に示すとおりです。

表 6.11-8(1) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
1	瀬谷市民の森	100	和泉川の源流にある、起伏の少ない明るい森です。スギやヒノキなどの針葉樹と、クヌギ・コナラなどの雑木林、オオシマザクラなどの大木もあり、自然観察に適しています。対象事業実施区域は、樹林越しにわずかに視認されます。
2	追分市民の森	600	対象事業実施区域の南東側約 600m に位置する「追分市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している上川井市民の森の樹木が見えます。追分市民の森及び上川井市民の森の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
3	矢指市民の森	900	対象事業実施区域の南東側約 900m に位置する「矢指市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している追分市民の森の樹木が見えます。追分市民の森の樹木により、対象事業実施区域は視認できません。
4	上川井市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「上川井市民の森」の散策路上の地点です。林内の樹木により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	対象事業実施区域の南側約 2,500m に位置する「東山ふれあい樹林」内の地点です。林内の樹木の隙間から片側に広がる住宅地が見えます。林内の樹木や周辺の住宅地により、対象事業実施区域は視認できません。
6	フィールドアスレチック 横浜つくし野コース	2,700	対象事業実施区域の北側約 2,700m に位置する「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」内の地点です。自然の野山に造られた木製遊具に自らの体力と判断力で挑戦していく自然体感型運動施設です。隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	対象事業実施区域の北西側約 1,400m に位置する「深見歴史の森(城山史跡公園)」内の地点です。正面には、深見歴史の森の中心部に位置する畑が広がり、その奥に深見歴史の森内の樹木が見えます。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
8	泉の森	3,100	引地川の源流、大和水源地一帯の樹林地が泉の森です。「湿生植物園」や「水車小屋」、「郷土民家園」、「ふれあいキャンプ場」などがあります。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
9	ふれあいの森	3,000	対象事業実施区域の南西側約 3,000m に位置する「ふれあいの森」内の地点です。正面にふれあいの森内の花壇、その奥に樹林が広がっています。周辺の樹林により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
10	鶴間公園	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「鶴間公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めています。道路沿いの生垣及び落葉樹の隙間から住宅街が見え、市街地景観を呈しています。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「つくし野セントラルパーク」内の地点です。公園の北側と南側には小山状の雑木林があり、散策を楽しむことができます。中央には平坦な広場があり、地域住民の憩いの空間となっています。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。

表 6.11-8(2) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
12	三保市民の森	2,000	対象事業実施区域の北東側約 2,000m に位置する「三保市民の森」の散策路上の地点です。三保市民の森内の樹木の隙間から若葉台団地の高層マンションや団地内の樹木が見えます。周辺のマンションや樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
13	新治市民の森	3,100	横浜の原風景ともいえる里山の景観が多く残されています。薪や炭を得るための雑木林や建材を得るためのスギの林、日々の糧を得る畑や水田がモザイク状に広がります。周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
14	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	対象事業実施区域の東側約 2,400m に位置するズーラシアの南端の地点です。正面の住宅地は撮影地点より高くなっており、住宅地につながる階段、斜面に整備された生垣や樹木が見え、その奥に住宅が見えます。撮影地点が周辺より低い位置にあることから、見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
15	瀬谷市民の森(2)	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左奥側に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、なだらかな丘陵地に樹木や緑地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しは良くありません。
16	瀬谷みはらし公園	90	対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。北東方向の道路越しに対象事業実施区域が視認できます。
17	中屋敷三丁目公園	350	対象事業実施区域の南側約 350m に位置する「中屋敷三丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地が見えます。本地点及びその周辺は平坦な地形であることから、周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
18	本郷四丁目公園第二公園	400	対象事業実施区域の南側約 400m に位置する「本郷四丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。中央付近の樹木の隙間から僅かに対象事業実施区域が視認できます。
19	竹村町公園	300	対象事業実施区域の西側約 300m に位置する「竹村町公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。
20	上瀬谷町東公園	300	対象事業実施区域の西側約 300m に位置する「上瀬谷町東公園」内の地点です。本地点からは公園内の樹木や上瀬谷小学校の建物等により対象事業実施区域は視認できません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線からつながる旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。正面に対象事業実施区域内の樹林及び草地が視認でき、その奥に対象事業実施区域の北東側に位置する樹林地が見えます。

表 6.11-8(3) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
23	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線上の地点です。南側には対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅が見えます。北側には対象事業実施区域内の樹林及び草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連なる樹林が視認できます。
24	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線の歩道上の地点です。深見第 228 号線を挟んで西側には畑及び樹林が広がり、北側には対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林が視認できます。
26	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	対象事業実施区域の東側に隣接する上川井第 129 号線上の地点です。上川井第 129 号線の東側のフェンス内には対象事業実施区域外の樹林、西側には対象事業実施区域内の樹林が広がり、見通しは良くありません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北側に位置する旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。通路の北東側には草地、南西側には果樹園及び植栽樹群が広がっており、対象事業実施区域内の樹林が点在する草地が視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。
30	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。旧上瀬谷通信施設内の困障区域へ至る道路であり、交通量は多くありません。本地点からは対象事業実施区域内の相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能です。
31	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北東側)	300	対象事業実施区域外の北側約 300m に位置する道路上の地点です。堀谷戸川の左岸に位置し、農地の拡がりを視認することが可能です。方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、本地点からは南の方向に対象事業実施区域の一部を視認することが可能です。
33	環状 4 号線 歩道 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北西側に隣接する海軍道路（環状 4 号線）の歩道上の地点で、比較的交通量の多い地点です。本地点からは対象事業実施区域内北側の草地や農地といった人工的土地利用域を視認することが可能です。
34	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。本地点からは相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能ですが、方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、相沢川左岸側は対象事業実施区域外となっています。西側には樹林があり、対象事業実施区域内は視認できません。

圍繞景観の状況

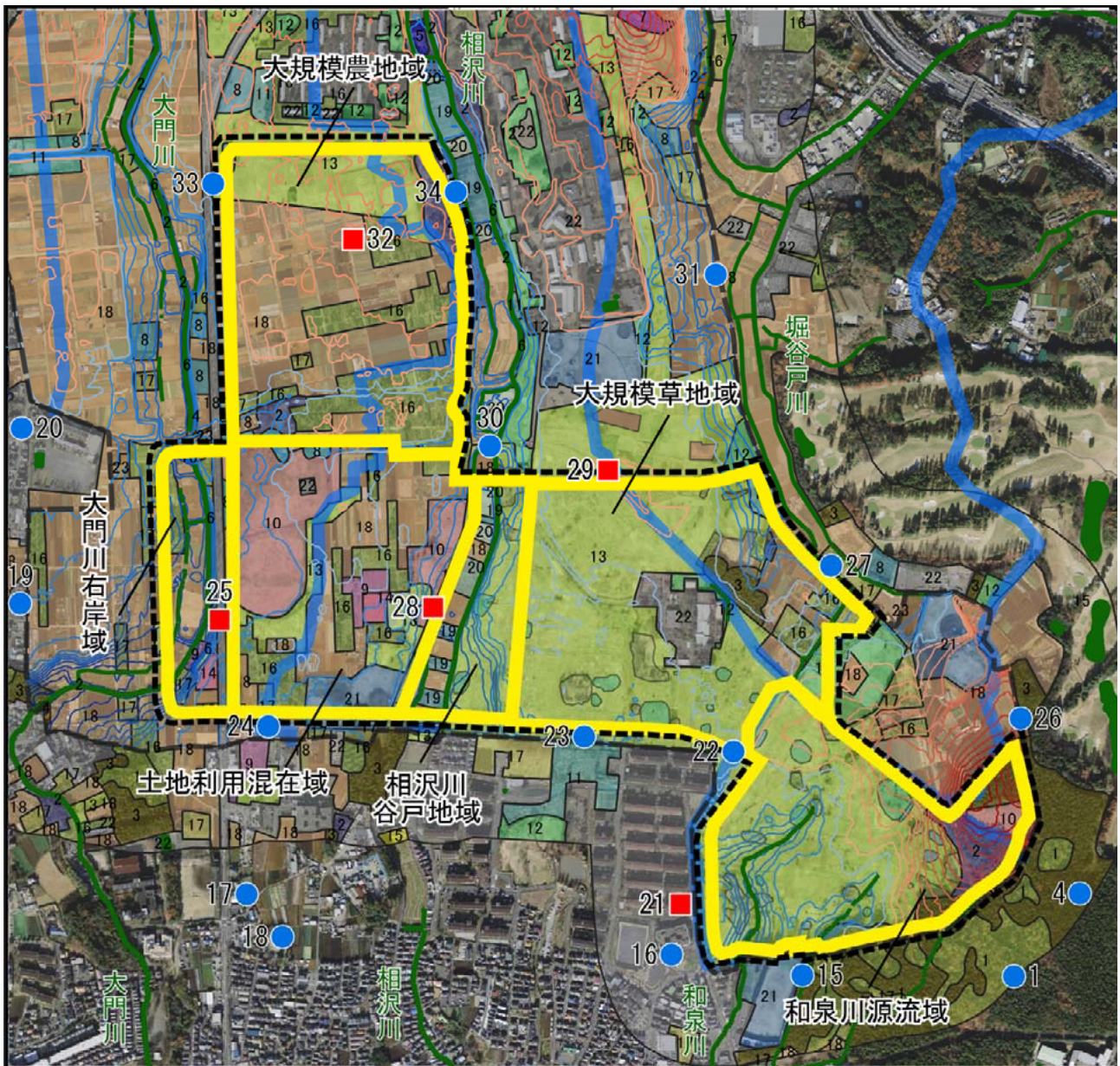
ア. 景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域の4つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.11-9 及び図 6.11-3 に示すとおりです。

表 6.11-9 景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
大門川右岸域	[地形] 標高（平均）：約 64m、河川沿いの低地 [現存植生等] 畑地、植栽樹群、果樹園、ムクノキーエノキ群落
土地利用混在域	[地形] 標高（平均）：約 68.5m、高低差が小さい [現存植生等] グラウンド、畑地、植栽樹群、果樹園、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、イネ科草本群落
相沢川谷戸地域	[地形] 標高（平均）：約 64.5m、谷戸地形が形成されている。 [現存植生等] 水田、畑地、休耕地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落
大規模草地域	[地形] 標高（平均）：約 70.5m、高低差が小さい [現存植生等] メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群、畑地、スギ・ヒノキ植林、人工構造物
和泉川源流域	[地形] 標高（平均）：約 74.5m、和泉川周辺は標高が低く、瀬谷市民の森に近接する付近は対象事業実施区域内で最も標高が高い [現存植生等] 和泉川周辺は、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布 瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布
大規模農地域	[地形] 標高（平均）：約 72.0m、平坦な地形 [現存植生等] 畑地、植栽樹群、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、グラウンド



凡例

 対象事業実施区域
 土地区画整理事業実施区域

都県界
 市界
 区界

流域界

景観区

57m 等高線 (1mごと) 86m

● 主要な眺望地点

■ 圍繞景観調査地点

河川・湖沼

<現存植生図>

- 1 コナラ群落
- 2 ムクノキ・エノキ群落
- 3 スギ・ヒノキ植林
- 4 竹林
- 5 ヤナギ低木群落
- 6 アズマネザサ群落
- 7 ススキ群落

- 8 セイタカアワダチソウ群落
- 9 ヒメムカシヨモギ群落
- 10 イネ科草本群落
- 11 オギ群落
- 12 チガヤ群落
- 13 メヒシパーエノコロログサ群落
- 14 シバ草地
- 16 植栽樹群
- 17 果樹園

- 18 畑地
- 19 水田
- 20 休耕田
- 21 グラウンド
- 22 人工構造物
- 23 造成地
- 24 ゴルフ場



0 100 200 300 400 500 m



図 6.11-3 景観区の区分

イ. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.11-10 に示すとおりです。

表 6.11-10 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
大門川右岸域	大門川右岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が6割以上を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。なお、農業専用地区には関係者以外の立ち入りが禁止されています。
土地利用混在域	大門川左岸及び相沢川右岸の流域が該当します。畑地や果樹園といった農地が約4割を占めており農業従事者等が作業に訪れているほか、野球用のグラウンドが2面あり、グラウンド利用者も訪れています。
相沢川谷戸地域	相沢川周辺の谷戸地域が該当します。東側の樹林が点在する広大な草地との境界付近は関係者以外立ち入ることができませんが、畑地や果樹園では農業従事者等が作業に訪れています。
大規模草地域	対象事業実施区域の中央部に広がる草地域が該当します。基本的には関係者以外立ち入ることができませんが、農道が整備されており、畑地では農業従事者等が作業に訪れています。また、旧上瀬谷通信施設内通路が整備されており、地域住民に利用されています。
和泉川源流域	対象事業実施区域南東部に位置する和泉川流域と瀬谷市民の森及び上川井市民の森と連続性のある樹林地が該当します。対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森は、散策または自然との触れ合い活動の場として、市民に広く利用されています。
大規模農地域	対象事業実施区域北側に位置する大門川左岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が約5割、植栽樹群が約3割を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。北側は草地となっています。

ウ. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.11-11 に示すとおりです。

表 6.11-11 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点	眺めの状態
大門川右岸域	25 西	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。
土地利用混在域	25 東	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。
相沢川谷戸地域	28	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。
大規模草地域	29	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。
和泉川源流域	21	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。
大規模農地域	32	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。

注1：表中の地点番号は図 6.11-3 に対応しています。

エ. 価値の状況

景観区の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

圍繞景観の価値の状況は、表 6.11-12 に示すとおりです。

表 6.11-12(1) 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況
大門川右岸域	普遍価値	自然性	○ まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	○ 農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	○ 農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度。
土地利用混在域	普遍価値	自然性	グラウンド等の人工的土地利用のほか農地があり、自然性は中程度。
		視認性	○ 視認性は中程度。
		利用性	◎ 畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○ 周辺に似たような環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎ 畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。
相沢川 谷戸地域	普遍価値	自然性	◎ 谷戸地形となっており、草地、樹林、水田、畑地が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、親近性は中程度。
大規模草地域	普遍価値	自然性	◎ 草地、樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 平坦な地形のため視認性は高い。
		利用性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、親近性は中程度。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。 ◎：高い、 ○：中程度、 ○：低い

表 6.11-12(2) 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況
和泉川源流域	普遍価値	自然性	◎ 草地、植林、まとまった樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎ 湧水の源流となっており固有性は高い。
親近性		△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため親近性は低い。	
大規模農地域	普遍価値	自然性	○ まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度と考えられます。
	固有価値	固有性	◎ まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度と考えられます。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。 ◎：高い、 ○：中程度、 △：低い

関係法令・計画等

ア. 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(横浜市条例第2号 平成18年2月)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21新港地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域周辺には協議地区の指定はありません。

イ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(横浜市条例第17号 平成7年3月)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定めるとされています。その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

条例では、事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、そのほか環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

ウ. 「横浜市景観計画」(横浜市 平成25年11月)

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造

に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

エ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

横浜市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指としています。

計画では、総合的な視点による基本政策である「基本政策 2 環境と経済」「基本政策 3 環境とまちづくり」の中で、以下の取組方針が示されています。

- ・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

オ. 「横浜市景観ビジョン」(横浜市 平成 18 年 12 月)

横浜市景観ビジョンは、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくること、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

景観ビジョンでは、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下のテーマが示されています。

- (1) 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- (2) 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- (4) 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- (5) 身近な生活空間での景観づくり
- (6) 人々の交流や賑わいの景観づくり
- (7) 街の個性を引き立たせる夜間景観
- (8) 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- (9) 屋外広告物の景観的配慮
- (10) 想像力がかきたたえられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性をいかした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながらめぐることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。

- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

その他

対象事業実施区域の景観については、横浜市により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地となっています。

6.11.2 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.11-13 に示すとおり設定しました。

表 6.11-13 環境保全目標(景観)

区分	環境保全目標
【開催中】 会場施設等の存在	周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。

6.11.3 予測

予測項目

予測項目は、施設の存在により変化する景観の状況として、以下を予測しました。

- ア. 地域景観の特性の変化
- イ. 主要な景観資源の変化
- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化
- エ. 囲繞景観の変化

予測地域・地点

- ア. 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく対象事業実施区域及びその周辺としました。

- イ. 主要な景観資源の変化

予測地点は、調査地点と同じく対象事業実施区域及びその周辺の16地点としました。

- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.11-14 に示す判定基準に従って、調査を行った34地点を整理しました。判定基準は、主要な眺望地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できること、また、なるべく多方向からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った34地点のうち、表 6.11-15 に示すとおり、眺望景観の予測地点として9地点を選定しました。

表 6.11-14 予測地点として選定する判定基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以上が眺望可能と想定される
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以下が眺望可能と想定される
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等のほとんどが眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.11-15(1) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認 性	認知 度	選定 結果	選定・非選定の理由
1	瀬谷市民の森	100	○	◎	—	対象事業実施区域内の計画建物や施設等は、樹林越しにわずかに視認されますが、比較的視認性の高い地点 15 瀬谷市民の森(2)に代表させることとし、選定しません。
2	追分市民の森	600	△	◎	—	追分市民の森及び上川井市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
3	矢指市民の森	900	△	◎	—	追分市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
4	上川井市民の森	20	△	◎	—	上川井市民の森内の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	△	◎	—	東山ふれあい樹林内の樹木や周辺の住宅地で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	2,700	△	◎	—	隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
8	泉の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
9	ふれあいの森	3,000	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
10	鶴間公園	2,700	△	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	△	◎	—	周辺の樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
12	三保市民の森	2,000	△	◎	—	周辺のマンションや樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
13	新治市民の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
14	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	△	◎	—	周辺の住宅地により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.11-15(2) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

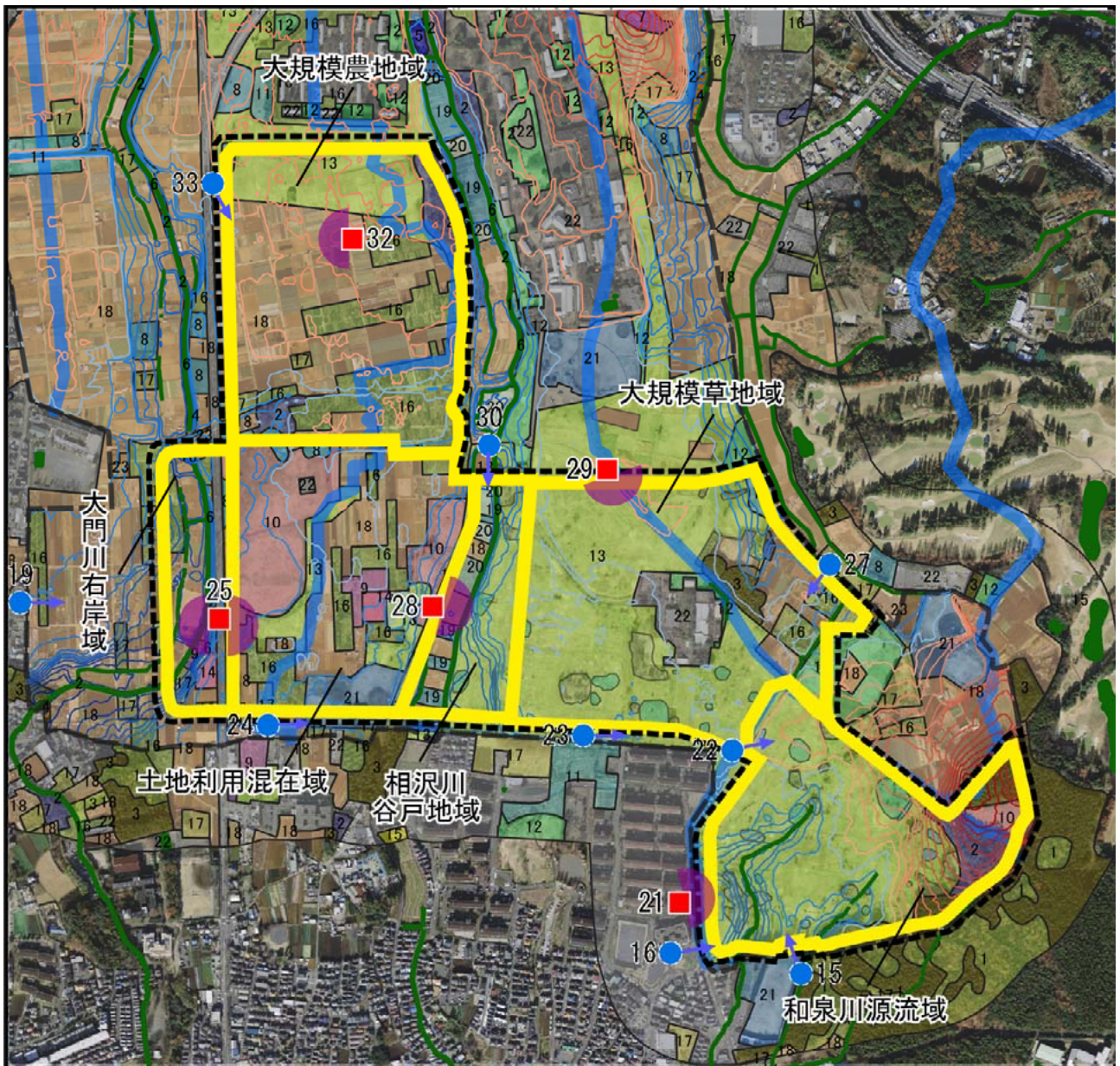
地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認 性	認知 度	選定 結果	選定・非選定の理由
15	瀬谷市民の森(2)	20	○	◎	選定	視認性は乏しいですが、対象事業実施区域内の計画建物や施設等を南東側から眺望できる地点として選定しました。
16	瀬谷みはらし公園	90	◎	◎	選定	和泉川源流域を眺望できる地点として選定しました。
17	中屋敷三丁目公園	350	△	◎	—	周辺の樹木により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
18	本郷四丁目第二公園	400	○	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
19	竹村町公園	300	○	◎	選定	対象事業実施区域西側の眺望地点として選定しました。
20	上瀬谷町東公園	300	△	◎	—	周辺の建物等により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
23	深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	上川井市民の森と連続する樹林地を眺望できる地点として選定しました。
24	深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
26	上川井第 129 号線(対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)	100	◎	○	選定	対象事業実施区域内の計画建物や施設等を東側から眺望できる地点として選定しました。
30	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域北側)	0	◎	○	選定	相沢川の谷戸地形を北側から眺望できる地点として選定しました。
31	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 北東側)	300	◎	○	—	対象事業実施区域の見直しに伴い距離を隔てることとなり、眺望の変化を把握しにくいいため、選定しません。 ^{注2}
33	環状 4 号線歩道(対象事業実施区域 北側)	0	◎	◎	選定	開催中に駐車場区域を眺望できる地点として選定しました。
34	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域北側)	0	◎	○	—	西側には樹林があり、対象事業実施区域内はほとんど視認できないため、選定しません。 ^{注2}

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

注2：対象事業実施区域の見直しに伴い非選定となった No. 31、No. 34 の 2 地点における眺望の現況及びフォトモンタージュについては、資料編に掲載しました。

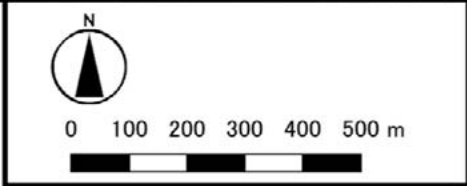
エ. 围绕景观的变化

围绕景观的预测地点は、6つの景观区を代表する地点として選定した、図 6.11-4 に示す現況調査地点5地点（6方向）としました。景观区の区分と現存植生図及び、本博覧会の計画図を重ね合わせたものを図 6.11-4 及び図 6.11-5 に示します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界



< 主要な眺望地点からの景観 >

- 予測地点
- ➔ 撮影方向

< 圍繞景観 >

- 予測地点
- パノラマ写真の撮影範囲
- ▭ 景観区

現存植生図

- 1 コナラ群落
- 2 ムクノキエノキ群落
- 3 スギ・ヒノキ植林
- 4 竹林
- 5 ヤナギ低木群落
- 6 アズマネザサ群落
- 7 ススキ群落

8 セイタカアワダチソウ群落

- 9 ヒメムカシヨモギ群落
- 10 イネ科草本群落
- 11 オギ群落
- 12 チガヤ群落
- 13 メヒシパーエノコログサ群落
- 14 シバ草地
- 16 植栽樹群
- 17 果樹園

- 18 畑地
- 19 水田
- 20 休耕田
- 21 グラウンド
- 22 人工構造物
- 23 造成地
- 24 ゴルフ場

図 6.11-4 予測地点 (景観区と現存植生図)

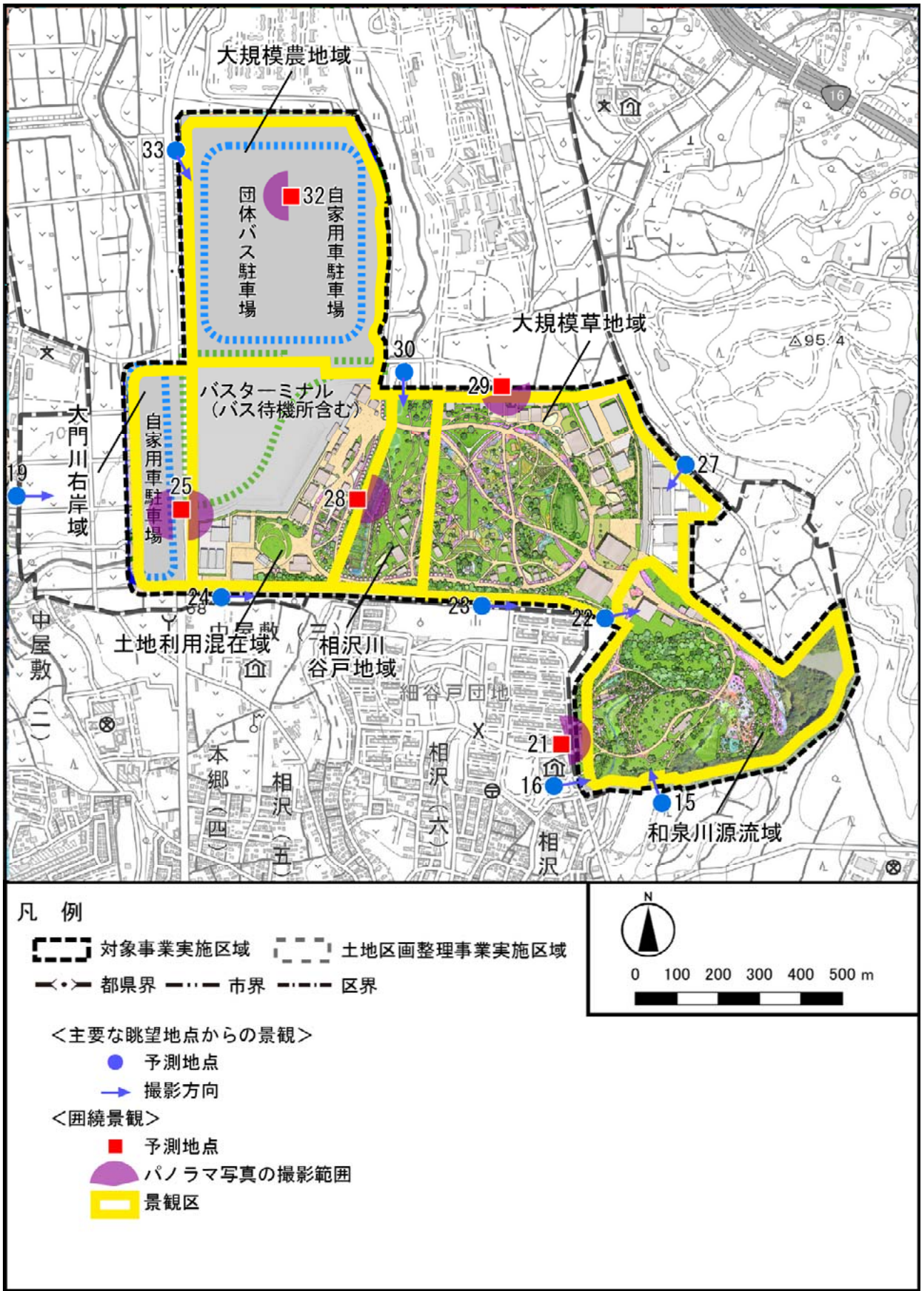


図 6.11-5 予測地点（景観区と計画図）

予測時期

予測時期は、開催中としました。

予測方法

ア．地域景観の特性の変化

本博覧会の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

イ．主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を定性的に予測しました。

ウ．主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、基本計画を基に本博覧会の会場施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、会場及び駐車場等の存在を踏まえた眺望地点からの景観の変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の1次整備後の状況を再現しました。

エ．圍繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で圍繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の1次整備後の状況を再現しました。

予測結果

ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

なお、本博覧会会場区域の展示や仮施設等は開催期間後に速やかに撤去され、公園としての再整備が行われる予定であり、開催中に現出する景観の継続期間は約半年間となります。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、図 6.11-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により樹木や草地等が撤去された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、景観への影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、以下に示すとおりです。

A No. 15 瀬谷市民の森(2)

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。

本地点からは、写真 6.11-1(1)に示すように、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-1(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されますが、現況からの大きな印象の変化はありません。

開催中においては、会場区域内の園路や庭園等が出現しますが、写真 6.11-1(3)に示すように、目前に見える瀬谷市民の森の樹木は残置されることから、対象事業実施区域はわずかに視認できる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮した環境植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。



写真 6.11-1(1) No.15 瀬谷市民の森(2) (現況)



写真 6.11-1(2) No.15 瀬谷市民の森(2) (整備前)
※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。



写真 6.11-1(3) No.15 瀬谷市民の森(2) (開催中)

B No. 16 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。

本地点からは、写真 6.11-2(1)に示すように、東側の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-2(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による植栽や園路等が視認されるものと想定されます。これら公園の一次整備による施設等は開催後も存置することになります。

開催中においては、写真 6.11-2(3)に示すように、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等が視認され、新たな景観が創出されます。対象事業実施区域の境界付近には横浜市による瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-2(1) No.16 瀬谷みはらし公園（現況）



写真 6.11-2(2) No.16 瀬谷みはらし公園（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-2(3) No.16 瀬谷みはらし公園（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

C No. 19 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。

本地点からは、写真 6.11-3(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域西側の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-3(2)に示すように、公園の背後に視認されていた既存の樹木は撤去され、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-3(3)に示すように、造成地を挟んで駐車場区域や会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている公園施設である建築物及び樹木や園路等は存置することとなります。遠景の庭園等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-3(1) No.19 竹村町公園（現況）



写真 6.11-3(2) No.19 竹村町公園（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-3(3) No.19 竹村町公園（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

D No. 22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点は、写真 6.11-4(1)に示すように、東西に向かう区域内道路と南に向かう瀬谷地内線の分岐点であり、その北側に草広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-4(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地や区域内道路、公園の一次整備による展示建築施設や植栽等が視認されるものと想定されま

す。開催中においては、写真 6.11-4(3)に示すように、会場内の公園整備事業へ引き継ぐことを想定している施設等の出現により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-4(1) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)



写真 6.11-4(2) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-4(3) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

E No. 23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-5(1)に示すように、東に向かう道路の北側に草地が広がっており、道路との境界にある近景の樹木が視野の多くを占めています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-5(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の拡幅された区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-5(3)に示すように、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場区域の外周部は横浜市の公園整備による高木等が植栽されること、本博覧会で市民の森等からの連続性に配慮した植栽を追加で整備することから、本博覧会の整備前と比較して十分な緑化が図られると予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

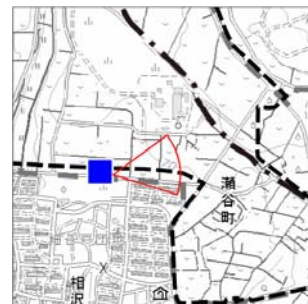


写真 6.11-5(1) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (現況)



写真 6.11-5(2) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-5(3) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

F No. 24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-6(1)に示すように、道路が東に向かって通っており、その左右には耕作地と野球グラウンドが存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-6(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-6(3)に示すように、会場施設や外周フェンス等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう、外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-6(1) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (現況)



写真 6.11-6(2) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-6(3) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

G No. 27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)

本地点は対象事業実施区域内東側の無舗装道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-7(1)に示すように、農道が南西に向かって伸びており、その左右に樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-7(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地、公園の一次整備による植栽等と、遠方の住宅団地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-7(3)に示すように展示植物補給のための植物バックヤード等として整備され、ビニールハウスやその周辺の植栽が視認されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は植栽や外周フェンスを設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して周囲とは遮蔽されていますが、緑豊かな新たな景観が形成されると予測します。なお、視認されている手前に広がる植物バックヤードや外周フェンス等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-7(1) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (現況)



写真 6.11-7(2) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-7(3) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

H No. 30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）

本地点は対象事業実施区域内の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-8(1)に示すように、相沢川の谷戸地形に農地が広がり、その周辺には樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-8(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された保全対象種の生息・生育環境とその両側に造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-8(3)に示すように、保全対象種の生息・生育環境を保全・活用し、その周辺も既存樹林をいかした植栽とすることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている樹木や保全対象種の生息・生育環境は存置し、保全することになります。遠景の仮設の庭園等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

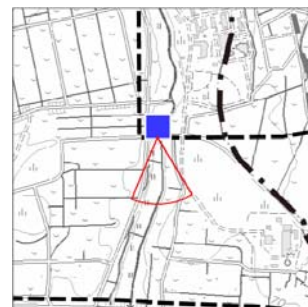


写真 6.11-8(1) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（現況）



写真 6.11-8(2) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-8(3) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

I No. 33 環状4号線歩道（対象事業実施区域 北側）

本地点は対象事業実施区域の北西側の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-27(1)に示すように、草地や農地が広がり、その向こうに樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-27(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-27(3)に示すように、駐車場区域と会場施設が視認されますが、会場区域の外周部はプランター植栽や外周フェンス等を設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して緑化された駐車場による賑わいの空間が形成されると予測します。なお、視認されている仮設の駐車場やプランター植栽等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

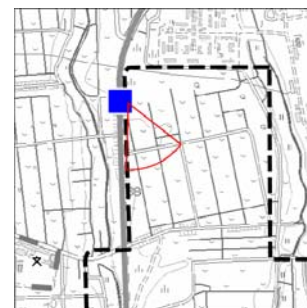


写真 6.11-9(1) No.33 環状4号線歩道（対象事業実施区域 北側）(現況)



写真 6.11-9(2) No.33 環状4号線歩道(対象事業実施区域 北側)(整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-9(3) No.33 環状4号線歩道(対象事業実施区域 北側)(開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

エ. 圍繞景観の変化

A 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と本博覧会の基本計画を重ね合わせたものは、図 6.11-5 に示すとおりです。

また、景観区ごとに改変率、開催中における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.11-16 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全域が改変される可能性があります。和泉川源流域における市民の森との連続性に配慮した樹林地は保全されることになっています。

表 6.11-16(1) 景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区 の区分	整備前 面積 (ha)	改変 面積 (ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
大門川右 岸域	約 7.2	約 7.2	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状4号線が拡幅整備されます。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
土地利用 混在域	約 24.9	約 24.9	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状4号線が拡幅整備されます。公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会でパスターミナルや屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、営業施設、催事施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
相 沢 川 谷 戸 地 域	約 8.1	約 8.1	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による現況の谷戸地形を活かした保全対象種の生息・生育環境や公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会では、これらを保全・活用する計画であることから、整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。
大規模 草 地 域	約 31.8	約 31.8	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による区域内道路が整備されます。また、公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会で屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、催事施設、管理運営施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。

表 6.11-16(2) 景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区 の区分	整備前 面積 (ha)	改変 面積 (ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
和泉川源 流域	約 24.8	約 19.8 <small>注2</small>	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となり公園の一次整備による園路の造成や植栽が整備されます。北部は、本博覧会で屋外出展、屋内展示施設等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、南部は、和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や地上式調整池（調整池4）の整備が横浜市によって行われる計画であり、本博覧会ではこれらを保全・活用することから、本博覧会の整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。
大規模農 地域	約 28.1	約 28.1	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となります。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

注2：和泉川源流域の市民の森との連続性に配慮した樹林地の保全区域については、本博覧会での改変対象としていません。

B 囲繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

囲繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.11-17、フォトモンタージュは写真 6.11-10 に示すとおりです。

表 6.11-17(1) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査 地点	景観区	現況	整備前	開催中
No. 25 西方向	大門川 右岸域	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡張された環状4号線が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場等が整備され、新たな景観形成が図られます。沿道の植栽や駐車場の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。一方、遠景域の丹沢の山並みや富士山の眺望は、一部が仮設の植栽により遮られると予測します。

表 6.11-17(2) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	整備前	開催中
No. 25 東方向	土地利用混在域	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡幅された環状4号線、区域内道路が出現します。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に、駐車場・バスターミナル、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。修景植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。
No. 28	相沢川谷戸地域	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。	区画整理事業により造成地が出現するほか、谷筋には横浜市により保全対象種の生息・生育環境が創出されます。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽や園路が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に会場施設、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。土地区画整理事業により創出される保全対象種の生息・生育環境については、保全・活用します。
No. 29	大規模草地域	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。	本博覧会の整備前には、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による高木植栽が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に本博覧会で整備する建築物や修景植栽、園路等が整備され、新たな景観形成が図られます。視認される主な建築物はバックヤードの管理運営施設であり、比較的間近に視認できます。新たな植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、管理運営施設や営業施設等の仮設の施設は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。
No. 21	和泉川源流域	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現するほか、地上式調整池（調整池4）が創出されます。また、公園の一次整備による植栽等が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に修景植栽、園路、仮設の外周フェンス等が整備され、中近景域を中心に新たな景観が形成されます。瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られます。
No. 32	大規模農地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場が整備され、新たな景観形成が図られます。駐車場等の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。



[現況]



[整備前]

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10 (1) No.25 [西方向](大門川右岸域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(2) No.25[東方向](土地利用混在域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(3) No.28 (相沢川谷戸地域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(4) No.29 (大規模草地域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(5) No.21 (和泉川源流域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(6) No.32 (大規模農地域)

C 周囲景観の価値の変化の程度

景観区の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.11-18 に示すとおりです。

表 6.11-18(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（大門川右岸域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となり、場内の緑化等を図りますが自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(◎) △→○	開催中は駐車場が整備されて、多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	() △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、固有性に大きな変化はないと予測します。
	親近性	() △→	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れ、利活用されるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を () 内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（土地利用混在域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前は公園整備による植栽等を除き造成地の状態となっています。開催中はバスターミナルや会場区域として整備され、場内の緑化等を図りますが自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(○) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は庭園や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(○) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中はバスターミナルや会場区域として整備され、本博覧会のメインゲートが整備されるなど、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を () 内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（相沢川谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出され、開催中にはこの環境を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→○	本博覧会の整備前に現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出され、開催中にはこの環境を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であり、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上する予測します。
	親近性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園やサービス施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（大規模草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中には新たに植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は植栽や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中には庭園や展示施設等の仮設建築物整備され、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や展示施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(5) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が横浜市により創出され、開催中にはこの調整池を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は庭園やサービス施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(△) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が創出され、開催中には庭園やサービス施設等の仮設建築物等を整備する計画であり、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(△) △→○	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（ ）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(6) 景観区ごとの価値の変化の程度（大規模農地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となり、場内の緑化等を図りますが、自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は駐車場利用者が多数訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	() △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、固有性に大きな変化はないと予測します。
	親近性	() △→	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（ ）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

6.11.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、周辺景観との調和を図るため、表 6.11-19 に示す内容を実施します。

表 6.11-19 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【開催中】 会場施設等の存在</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市公園整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。 ・駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して植栽等による修景を行います。 ・博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。 ・横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。 ・会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 <p>【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 ・横浜市土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。

6.11.5 評価

(1) 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとしします。

さらに、環境保全措置として、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めるほか、会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと」を達成するものと評価します。

(2) 主要な景観資源の変化

対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により土地改変等が実施され、樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、改変による影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、桜並木については本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所となる景観が創出されると予測します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点のうち、No.1（瀬谷市民の森）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。No.16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横浜市が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。No.19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。

No.22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が

形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

(4) 囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。

本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

囲繞景観の価値は、自然性は全地域において展示、催事、サービス施設等の建築物を整備しますが、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。視認性、利用性、固有性、親近性は、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用するため、向上すると予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺においては、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。